

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～④ （略）

⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ホ （略）

へ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔既往の行為に対する確約手続〕

第四十八条の六 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合においても、公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、第一号に掲げる者に対し、第二号に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 次に掲げる者

イ 疑いの理由となつた行為をした者

ロ～ニ （略）

二 次に掲げる事項

イ 疑いの理由となつた行為の概要

ロ 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

〔排除確保措置計画に係る認定の申請，認定，申請の却下，計画変更に係る認定〕

第四十八条の七 前条の規定による通知を受けた者は，疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し，実施しようとするときは，公正取引委員会規則で定めるところにより，その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の九までにおいて「排除確保措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の九において「排除確保措置計画」という。）を作成し，これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して，その認定を申請することができる。

② 排除確保措置計画には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除確保措置の内容

二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は，第一項の規定による認定の申請があつた場合において，その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは，その認定をするものとする。

一 排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。

二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑧ （略）

〔排除確保措置計画に係る認定の効果〕

第四十八条の八 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。），第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項，第八条の二第一項及び第三項，第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は，公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第七項の規定による変更の認定を含む。次条，第六十五条，第六十八条第二項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において，当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行為については，適用しない。ただし，次条第一項の規定による決定があつた場合は，この限りでない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（競争者に対する取引妨害）

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について，契約の成立の阻止，契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず，その取引を不当に妨害すること。